

宇都宮市地域で支え合う自治会条例  
解説書

令和7年3月  
宇都宮市

# 宇都宮市地域で支え合う自治会条例 解説書

## 目 次

はじめに .....	1
I 宇都宮市地域で支え合う自治会条例制定の経過 .....	2
II 宇都宮市地域で支え合う自治会条例について .....	4
第1 宇都宮市地域で支え合う自治会条例の概要 .....	4
1 構成 .....	4
2 条例の目的 .....	4
3 特徴 .....	4
第2 条例全文 .....	5
第3 各条文の解説 .....	9

## はじめに

宇都宮市では、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目指しています。

このためには、安全・安心な市民生活を支える基盤であり、地域まちづくりの要である自治会を維持し、活動を活性化するため、「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を作りました。

「なぜこの条例を作ったのだろう」

「この条例ができ、私たちは何に取り組んでいけば良いのだろう」  
など、様々な疑問がわいてくると思います。

そこで、この条例についてより深く理解していただくため、この解説書を作成しました。

私たちの宇都宮市が、将来にわたって安全に、安心して暮らせるまちであり続けるため、そして、地域の和を未来につなぐ上で欠かせない存在である自治会を維持し、活性化するため、一人でも多くの方がこの条例を理解し、自治会や地域に関わるきっかけとなるように、この解説書を活用いただけると幸いです。

## I 宇都宮市地域で支え合う自治会条例制定の経過

### 条例制定の背景

自治会は、地縁に基づき市全域で組織され、住民相互の親睦や交流にとどまらず、防災、防犯、環境美化、交通安全、子育て支援や福祉など、安全・安心な市民生活を支える基盤であり、地域まちづくりの要です。

こうした市にとっても重要なパートナーである自治会は、多世代同居の減少、マンション等の増加、共働きや高齢者就業の増加などを背景に、かつて9割を超えていた自治会加入率は6割強まで低下し、加入世帯数も減少に転ずるなど、将来の自治会の持続可能性が危ぶまれる状況となっています。

この傾向が続いた場合、防犯灯やごみステーションの維持管理、地域の見守りなど、安全・安心な市民生活の維持に影響が生じるおそれがあります。

こうしたことから、自治会が地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の持続可能性を確保し、誰もが共に支え合い、安全・安心に暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現に向けて、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念や関係者の役割について明らかにするため、条例の制定に至りました。

#### ◆自治会の活動（例）

自治会は、市や地域の様々な団体と連携しながら、私たちの安全・安心な生活に欠かせない様々な活動を担っています。

#### イベント・親睦活動

地域の祭り、体育祭、親睦会、親睦旅行 など

#### 防犯・防災・交通安全活動

防犯パトロール、防犯灯や防犯カメラの設置・管理、防災訓練、交通安全運動 など

#### 環境美化活動

ゴミステーションの整備・管理、公園などの清掃活動、廃品回収 など

#### 福祉活動

地域の見守り、支援が必要な方を支えるボランティア活動 など

#### 広報活動

自治会の広報誌の作成、市や関係機関の広報物の回覧・配布 など

## （仮称）宇都宮市自治会に関する条例制定懇談会

条例の制定に向け、令和6年8月1日に、学識経験者、自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、市議会議員、公募市民で構成される外部懇談会「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例制定懇談会」を設置しました。

懇談会では、条例の在り方や内容について4回にわたり議論を行い、令和6年11月25日に「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例制定にかかる意見書」を取りまとめ、宇都宮市長に対して意見書が手交されました。



「意見書手交式」

## 条例の制定

市は、懇談会からの意見書を受け、条例についての検討を重ね、条例素案を作成しました。令和6年12月から令和7年1月まで実施したパブリックコメントでは、その条例素案を公表し、多くの方々からの御意見をいただきました。

懇談会からの意見書やパブリックコメントにおける御意見を踏まえ、市において最終的な条例案をまとめました。

そして、「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」は、令和7年第1回宇都宮市議会定例会で可決され、令和7年4月1日から施行されました。

この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会に関する関係者の関心及び理解を深め、市民の自治会への加入や活動への参加、関係者による自治会への協力等の促進を図るため、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念や関係者の具体的な役割を規定しています。

これにより、将来にわたって持続可能な自治会を実現し、誰もが暮らしやすい地域社会を将来の世代に継承していくことを目的としています。

## Ⅱ 宇都宮市地域で支え合う自治会条例について

### 第1 宇都宮市地域で支え合う自治会条例の概要

#### 1 構成

この条例の総則的な事項として、この条例が実現を目指すまちの姿を「目的」として第1条に、用語の「定義」を第2条に、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方を「基本理念」として第3条に定めています。

また、自治会の維持及び活動の活性化に向けた関係者の具体的な役割について第4条以下に定めています。

#### 2 条例の目的

誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承を図るため、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念並びに自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割を定めるものです。

#### 3 特徴

この条例の特徴は、以下の3点が挙げられます。

##### (1) 自治会の意義や重要性を明記した本市初の条例

地域のまちづくりを支える市の重要なパートナーである自治会の定義や意義、重要性について本市の条例に初めて明記し、広く共通認識を醸成するきっかけとするものです。

##### (2) 条例制定プロセスにおいて様々な関係者の意見を反映

懇談会などを通じて、学識経験者、自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、市議会議員、市民などの様々な立場から自治会に関する多様なご意見をいただき、条例に反映しました。

##### (3) 自治会の維持・活性化に向けた関係者の役割を具体化

市民や関係団体に加え、集合住宅入居者等との橋渡し役となる住宅関連事業者など、自治会の維持・活性化に向けてそれぞれの関係者に期待される役割を条例で具体化しました。

特に市は、自治会の維持・活性化施策を立案・推進する責務を有することを明記しています。

## 第2 条例全文

### (目的)

第1条 この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 公共的活動 市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 自治会 町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
- (5) 自治会の連合体 宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。
- (6) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体（第4号に掲げるものを除く。）をいう。
- (7) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（第4号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（第4号、第6号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9) 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。）を業として行うものをいう。

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（以下「関係者」という。）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- (2) 第1条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- (3) 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとする。

- 2 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。
- 3 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。
- 4 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。



(地域活動団体及び非営利活動団体の役割)

第6条 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(事業者及び住宅関連事業者の役割)

第7条 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

4 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。）と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持
- (2) 当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供
- (3) 当該住宅の入居者に対する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

(市の役割)

第8条 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。

2 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。

3 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮するものとする。

る。

- 6 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### 第3 各条文の解説

#### 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とする。

#### 【解説】

第1条では、この条例に定められている内容と、条例を通じて実現を目指すまちの姿を明らかにすることにより、この条例を制定する目的を定めています。

目的規定は、法令を構成する条文の始めに置かれ、その法令の立法目的を簡潔に表したもので、その法令の他の条文を解釈する場合の指針となるものです。

#### 条例の内容

自治会は、地域住民の地縁に基づいて形成された団体で、地域住民相互の連絡及び交流のほか、防災、防犯、環境美化など、良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する共同活動を担っています。

自治会は、安全・安心な市民生活を支える基盤であり、地域まちづくりの中核的な団体であることから、将来にわたって自治会の持続可能性を確保するため、大きく2つの事項を条例の内容としています。

##### ① 自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念

「第3条 基本理念」において、さらに次の3つの具体的な事項を明らかにしました（詳細は後述）。

- 関係者の連携・協働による地域活動
- 自治会の役割の重要性等の認識・共有
- 地域住民の多様な価値観、自治会の自立性等の尊重

- ② 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割  
自治会の持続及び活動の活性化のために必要となる、第4条以降に規定している条例の内容を明らかにしています。

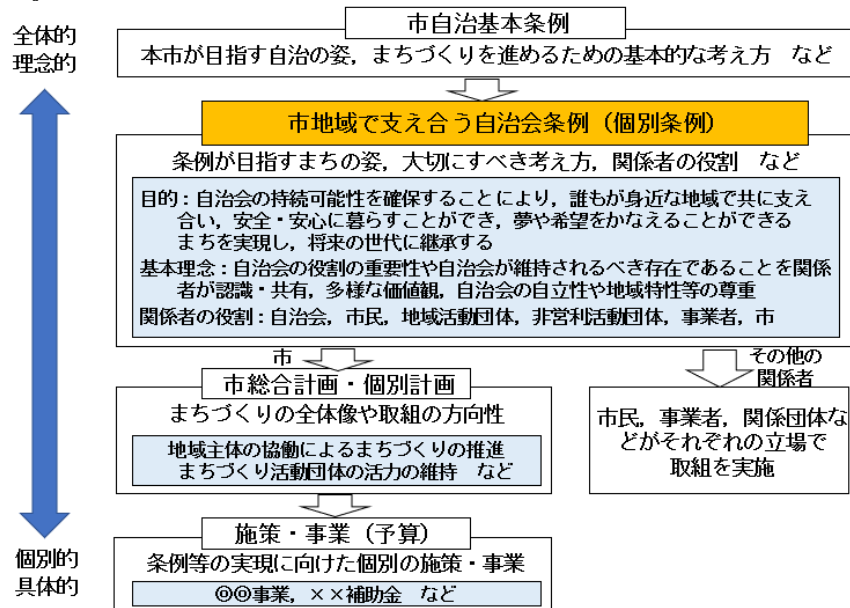
これらを踏まえ、自治会の持続可能性を確保する目的として、本市が目指すまちづくりの目標である「誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承すること」としています。

#### ◆宇都宮市自治基本条例との違い

本市では、本市が目指す自治の姿、まちづくりを進めるための基本的な考え方、関係者の役割などを定めた「宇都宮市自治基本条例」を平成20年12月に制定し、平成21年4月に施行しています。

宇都宮市自治基本条例では、地域のまちづくりを担う主体として、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などの役割を定めており、自治会については「地域活動団体」の一つとして扱われています。

社会環境の変化などを背景に自治会の加入率が減少し、自治会の持続可能性が危ぶまれる中、市民の安全・安心な暮らしを実現する上で欠かせない存在である自治会を将来にわたって持続させ、その活動を活性化させるため、自治会の意義や重要性、関係者の役割などについて改めて具体化することが必要であるため、この条例を制定し、必要な規定を明文化しました。



## 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 公共的活動 市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。
- (3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4) 自治会 町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
- (5) 自治会の連合体 宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。
- (6) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体（第4号に掲げるものを除く。）をいう。
- (7) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（第4号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（第4号、第6号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9) 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。）を業として行うものをいう。

### 【解説】

第2条では、条例で使われる用語の意味を明らかにしています。

### 第1号 「市民」

この条例は、市内の一定の区域に居住する者、すなわち地域住民の地縁に基づく団体である自治会の維持及び活性化について定めるものであることから、「市民」を市内に居住する者としています。

## 第2号 「公共的活動」

市民その他の個人又は団体が、お互いのために協力して行う活動を言います。

第1号で市民を「市内に居住する者」としましたが、私たちのまちでは、市内に居住している人のほか、市内で学ぶ人や働く人、さらには地域で活動する様々な団体や事業者が、まちづくりに関する様々な活動に携わっています。このため、公共的活動の主体を市民に限定せず、広く個人や団体を含む規定としています。

また、ここでいう「共通する便益の増進につながる活動」とは、市民等が幸せに暮らしていくために、必要だと共通して認識する活動のすべてを言い、例えば、地域の清掃、花の植栽活動、防犯パトロール、高齢者に対する見守り、子どもの居場所づくりなどが挙げられます。

この公共的活動は、時代やニーズによって変化するものであり、様々な主体が地域の課題やニーズを把握して、その解決を目指そうとする取組そのものが公共的活動であると言えます。

## 第3号 「協働」

公共的活動を効果的に推進するため、地域の様々な主体が自発的に、相互に協力することを言います。

公共的活動を効果的に推進するためには、各主体が独立して活動していただくだけでは不十分であるため、本市では様々な主体が協働してまちづくりを進めることを「市民協働」と呼び、これを積極的に推進することとしています。

### ◆市民協働推進指針と市民協働推進計画

本市では、「市民協働」を今後の宇都宮の進むべき道を支える大きな礎ととらえ、すべての市民や市が、共にまちづくりを行っていく上での基本的な考え方を指し示すものとして「市民協働推進指針」を平成16年11月に策定しています。

また、この指針に基づく市民協働のまちづくりを推進する実行計画として「市民協働推進計画」を策定し、具体的な取組を推進しています。

## 第4号 「自治会」

地域住民の地縁に基づいて形成された、地域における様々な共同活動を行う団体を言います。

自治会は、回覧板による情報共有や親睦会、イベントの開催などを通じ、地域住民相互の連絡や交流を担うほか、防災、防犯、環境美化など、地域において必要とされる様々な活動を担っており、市民の安全・安心な暮らしを維持する上で欠かせない存在であると言えます。

## 第5号 「自治会の連合体」

自治会は、市内39の地区ごとに「地区連合自治会」を組織し、さらに市内全ての地区連合自治会で構成する「宇都宮市自治会連合会」を組織しています。

こうした連合体を組織することで、個々の自治会の垣根を超えた地区ぐるみ・全市ぐるみの活動に向けた自治会間の合意形成や連携強化などに取り組んでいます。

## 第6号 「地域活動団体」

地域に根差して形成された、地域で自主的に公共的活動を行う団体を言います。

例えば、地域まちづくり組織、子ども会、老人クラブ等が挙げられます。

一人の力では解決ができないような地域の課題であっても、仲間を募って団体を組織し、協力しあって取り組むことで、解決していくことが可能となります。

### ◆地域まちづくり組織

地域まちづくり組織は、地域主体のまちづくりを推進するため、地域住民の総意の形成や、自治会、地域活動団体、非営利活動団体、企業など地域の様々な活動主体の連携・協力を促進するネットワーク組織として、地区連合自治会と同様、市内39地区に設置されています。

地域まちづくり組織が地域全体のまちづくりを推進していくためには、地域住民に一番身近な存在である自治会や地区連合自治会の協力が不可欠であり、両者は連携・協力しながらまちづくりに取り組んでいます。

## 第7号 「非営利活動団体」

---

地域という枠組みにとらわれず、営利を目的としないで、自主的に公共的活動を行う団体を言います。

例えば、非営利活動法人（NPO法人）や各種ボランティア団体などが含まれます。

特定の地域にとらわれず、各団体が課題を認識し、自主的に解決していくことで、全市的な課題解決のきっかけとなります。

## 第8号 「事業者」

---

市内において、事業活動を行う企業その他の団体を言います。

この「事業活動」とは、一定の目的をもって継続的に行われる活動を言います。

SDGsの考え方や取組が広く定着し、企業であっても、その活動において社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことがますます求められる中、それぞれの活動目的の基づき、社会の中で様々な活動を実施している事業者は、より良い地域社会の実現に向けて活動する主体としての側面を有しています。

## 第9号 「住宅関連事業者」

---

事業者のうち、市内の住宅用地の開発や販売、住宅の建築、販売、賃貸等を事業として行うものを言います。

住宅関連事業者は、市外からの転入者などが最初に接点を持つ存在であり、転入者などと自治会や地域との橋渡し役となることが期待されています。



## 第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（以下「関係者」という。）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- (2) 第1条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- (3) 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

### 【解説】

第3条では、自治会の維持及び活動の活性化を進める上での基本的な考え方を定めています。

### 第1号 「関係者の連携・協働による地域活動」

第1号は、地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち、連携・協働して地域活動に取り組む重要性について規定したものです。

本市が推進する「市民協働」は、関係者が対等の立場に立ち、相互に役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携、協働して取り組むこととしており、この考え方を盛り込んだものです。

### 第2号 「自治会の役割の重要性等の認識・共有」

第2号は、この条例が目指すまちを実現する上で自治会の担う役割の重要性や将来にわたって自治会を維持すべきことを関係者が認識し、共有することについて規定しています。

### 第3号 「地域住民の多様な価値観、自治会の自立性等の尊重」

---

第3号は、地域住民や自治会に対して尊重すべきことについて規定しています。

この条例では、自治会が地域において欠かせない存在であることに鑑み、第5条において、市民に対して自治会への加入や自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとしており、条例によって自治会への加入等を強制されるのではなく、自治会の重要性や意義をご理解いただき、自ら進んで自治会に加入していただくことや、自治会の活動に地域住民の多様な意見などが反映されることが重要です。

また、自治会は、地域住民によって組織された独立した団体であり、自主的かつ自立的に活動することを尊重すべきことや、自治会の活動内容は地域の特性に応じて様々であることから、第8条において定める市の支援をはじめ、関係者が自治会に協力する際には、その地域特性に配慮することが求められます。

## 第4条 自治会の役割

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとする。

2 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。

4 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

### 【解説】

第4条では、自治会の維持及び活動の活性化に向けて自治会自身が果たすべき役割について定めています。

### 第1項 地域住民の親睦・交流、公共的課題の解決と条例が目指すまちの実現

自治会は、地域住民相互の親睦や交流などの互助的な取組に加え、防災、防犯、環境美化など、公共的課題の解決につながる様々な活動を担っており、この条例が目指すまちの実現に貢献しています。

こうした自治会の意義や重要性を踏まえ、この条例の第5条以下では、自治会の維持及び活動の活性化に向けた市民や関係団体、事業者の役割を定めており、自治会が関係者からの協力等を得ながら、引き続き地域において重要な役割を担っていくことが期待されます。

## □「民主的な運営」

自治会は地域に住む多様な方々で適切に合意形成を図りながら、民主的に運営されることが重要です。

多くの自治会では、役員を選出手続や任期、総会等の審議事項や議決方法などの運営に関するルールを会則（規約）等として定めています。

## 第2項 誰もが参加しやすい開かれた組織運営

現在のように価値観が多様化した社会において、より多くの市民に自治会への加入を効果的に促すためには、自治会自身が活動状況に関する情報を積極的に発信し、運営の透明性を高めながら、自治会への賛同者を増やすことが重要です。

また、若者や女性など、地域の多様な人材が参加しやすい組織づくりに努めることで、自治会活動に参加する方の増加や活動の充実、さらには将来の自治会運営の担い手の確保にもつながることが期待されます。

## 第3項 地域住民の意向の反映、運営の効率化や活動の適正化

自治会の活動内容が地域住民の意向（ニーズ）を反映したものとなっているか、常に見直しを行うことで、より多くの市民の加入促進や、活動の活性化につながることを期待されます。

また、役員の担い手不足に悩んでいる自治会が少なくありませんが、その要因の一つに、役員が担う業務の負担感が挙げられています。これまでの自治会活動の見直しや、デジタルの積極的な活用などを通じて、運営の効率化や活動の適正化を行うことにより、役員の負担軽減を図ることが求められています。

### ◆デジタルの積極的な活用

スマートフォンなどの情報通信機器が私たちの生活に広く普及し、便利な機能を持つ様々なデジタルツールが登場している中、それらを効果的に活用する自治会が増えています。

例えば、アプリを活用して日常の連絡などを行うことで、情報共有の迅速化や役員の負担軽減につながり、仕事をしながらでも自治会活動に関わりやすくなります。また、活動の様子をSNSで発信することで、学生をはじめとする若い世代が自治会に興味を持ち、新たな会員の獲得につながることも期待できます。

市では、自治会のデジタル活用を後押しするため、ガイドブックの配布や補助金による支援を行っています。ぜひ積極的な活用をご検討ください。

## 第4項 関係者との連携・協働

---

第3条第1号に定めたとおり，地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち，連携・協働して地域活動に取り組むことが重要です。

地域では，自治会のほか，様々な地域活動団体，非営利活動団体，事業者がより良いまちづくりのために活動しています。また，市自治会連合会や地区連合自治会，市は，自治会の活動の活性化に向けた様々な支援を行っています。

自治会が，こうした様々な関係者と協力し合うことで，その活動がより良いものになることが期待されます。

## 第5条 市民の役割

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。

### 【解説】

第5条では、自治会の維持及び活動の活性化に向けて市民が果たすべき役割を定めています。

### 第1項 地域社会の構成員である認識と自治会の意義・重要性への関心・理解

第3条第1号に定めたとおり、地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち、連携・協働して地域活動に取り組むことが重要です。

地域社会は、そこに住む一人ひとりの市民が、個人又は団体として活動することで成り立っており、地域社会をより良いものとするためには、まずは、市民一人ひとりがこうした認識を持つことが求められます。

また、自治会は、地域住民相互の連絡及び交流のほか、防災、防犯、環境美化など市民の安全・安心な暮らしを実現する上で欠かせない活動を行っており、こうした点について理解と関心を深めることが大切です。

### 第2項 自治会への加入等を通じた地域活動への参加

自治会が地域社会において果たす役割の重要性を踏まえ、市民は自治会への加入や活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努める旨を定めています。

自治会は、市民がまちづくりに関わる上で最も身近な団体・活動です。自治会に加入し、その活動に参加することで、一人でも多くの市民がより良い地域社会を作るための活動に参加することが期待されます。

## 第6条 地域活動団体及び非営利活動団体の役割

(地域活動団体及び非営利活動団体の役割)

第6条 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

### 【解説】

第6条では、自治会の維持及び活動の活性化に向けて地域活動団体及び非営利活動団体が果たすべき役割を定めています。

### 第1項 自治会の意義・重要性への関心・理解

第3条第1号に定めたとおり、地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち、連携・協働して地域活動に取り組むことが重要です。

その第一歩として、地域活動団体及び非営利活動団体は、より良い地域社会の形成に向けて取り組む自治会の意義や重要性について理解と関心を深めることが求められます。

### 第2項 活動内容・特性に応じた自治会活動への参加・協力

自治会が地域社会において果たす役割の重要性を踏まえ、地域活動団体及び非営利活動団体がそれぞれの「強み」を發揮しながら自治会と連携・協働することで、より良い地域社会の実現につながることを期待されます。

#### □「活動内容及び特性に応じ」

「イベントを一緒に盛り上げる仲間がほしい」「若い人の意見やアイデアを活動に活かしたい」「自治会員が抱える悩みを相談したい」など、自治会が抱える課題は様々です。

地域活動団体及び非営利活動団体が、それぞれの活動を通じて蓄積しているノウハウや特性、団体の構成員の有るスキル等を活かし、自治会に協力・連携することで、より良い地域社会づくりにつながります。

## 第7条 事業者及び住宅関連事業者の役割

(事業者及び住宅関連事業者の役割)

第7条 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

4 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

(1) 当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。）と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持

(2) 当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供

(3) 当該住宅の入居者に対する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

### 【解説】

第7条では、自治会の維持及び活動の活性化に向けて事業者及び住宅関連事業者が果たすべき役割を定めています。

### 第1項 自治会の意義・重要性への関心・理解

第3条第1号に定めたとおり、地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち、連携・協働して地域活動に取り組むことが重要です。

その第一歩として、事業者は、より良い地域社会の形成に向けて取り組む自治会の意義や重要性について理解と関心を深めることが求められます。

### 第2項 活動内容・特性に応じた自治会活動への参加・協力

自治会が地域社会において果たす役割の重要性を踏まえ、事業者が、その活動内容や特性に応じ、それぞれの「強み」を発揮しながら自治会と連携・協働することで、より良い地域社会の実現につながることを期待されます。



#### □「活動内容及び特性に応じ」「自治会の活動に積極的に参加及び協力」

事業者においては、事業所等が所在する地域の自治会に対して、会費の負担や行事への協賛等を行っている事例があるほか、災害発生時に人的・物的な支援や避難場所の提供などを行う協力体制を構築している事例があります。

社会環境の変化などに伴い、活動の担い手確保などに課題を抱える自治会が増加する中、CSRの考え方の普及に伴い、より良い地域社会の実現に向け、事業者と自治会の一層の連携が期待されます。

### 第3項 従業員の自治会加入・活動参加への配慮

事業者が従業員に対して、その居住地の自治会への加入等に配慮することを定めています。

市が実施したアンケートでは、市民が自治会に加入していない理由として、「加入を勧められていない」との回答が3割強、「仕事等が忙しく参加ができない」との回答が1割強を占めます。

このため、事業者は、従業員に対する自治会加入の重要性の呼びかけや、従業員が自治会活動に参加する際の勤務の調整などの配慮を行うことが期待されています。

### 第4項 住宅関連事業者の役割

住宅関連事業者は、市外からの転入者などが最初に接点を持つ存在であり、自治会や地域と転入者などとの橋渡し役となることが期待されていることから、事業者のうち、特に住宅関連事業者が住宅の建築等を行うに当たって果たすべき役割を定めています。

#### □第1号 入居者と地域住民との良好な近隣関係の保持

第5条に定めたとおり、市民は地域社会の構成員としての役割を担うことが求められていますが、マンション等共同住宅の増加や共働きの増加をはじめとするライフスタイルの変化を背景に、地域におけるつながりが希薄化しています。

このため、住宅関連事業者においては、入居者（新たに入居しようとする方を含みます。）と地域住民との良好な近隣関係の保持に向けて取り組むことが期待されています。

取組の例としては、地域の夏祭りや防災訓練、清掃活動など、入居者と地域住民との交流や、住みやすいまちづくりにつながる行事等についてのチラシの配布に協力することや、自治会が入居者に対して加入の呼びかけを希望する際、自治会への助言や必要な協力を行うことなどが想定されます。

また、賃貸の物件の場合、物件の所有者（オーナー）と自治会との橋渡し役となっただくことで、入居者と地域とのつながりが生まれる効果が期待されます。

#### □第2号 自治会への情報提供

入居者が住宅等所在地の自治会に加入することを後押しする観点から、住宅関連事業者から自治会への情報提供に努めることについて定めています。

具体的には、住宅用地の開発や販売に当たっては、具体的な区画数や販売時期などを、住宅の建設、販売、賃貸等に当たっては、具体的な戸数や入居時期などを自治会に情報提供することで、自治会から入居者への計画的な加入の働きかけにつながることを期待されます。

#### □第3号 入居者への情報提供

入居者が住宅等所在地の自治会に加入することなどを後押しする観点から、住宅関連事業者から入居者への情報提供に努めることについて定めています。

具体的には、住宅の建築等に係る重要事項説明を行う際、住宅等所在地の自治会や自治会長の連絡先などについて入居者に情報提供を行うことで、自治会への円滑な加入につながることを期待されます。

また、大規模な分譲住宅地開発やマンション建設など、既存の自治会への加入ではなく、新たな自治会の設立が望ましい場合については、市みんなでまちづくり課や宇都宮市自治会連合会の連絡先をご紹介いただくことで、新たな自治会の設立に向けた支援に円滑につながることを期待されます。

## 第8条 市の役割

(市の役割)

第8条 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。

2 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。

3 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものにならないよう十分に配慮するものとする。

6 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

### 【解説】

第8条では、自治会の維持及び活動の活性化に向けて市が果たすべき役割を定めています。

なお、ここで言う市には、教育委員会など市の各種機関を含みます。

### 第1項 自治会の維持・活動の活性化に関する市の責務

自治会は、地域のまちづくりにおける中核的な団体であり、市民の安全・安心な暮らしを実現する上で欠かせない存在です。また、市の施策・事業においても、自治会の協力が得られることで効果的な実施につながっているものが少なくありません。

こうした自治会の地域活動における意義や重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進することを市の責務として条例に明記することとしました。

## 第2項 関係者間の連携・協働の促進が図られる環境整備

第3条第1号に定めたとおり、地域の様々な関係者が地域の構成員としての認識を持ち、連携・協働して地域活動に取り組むことが重要であることから、その促進が図られる環境整備に取り組むことを定めています。

本市では、市民協働のまちづくりを推進するため、市民協働推進計画（12ページ参照）に基づく様々な施策・事業を実施しており、関係者間の連携・協働の促進に向けて、市職員等のコーディネート機能の強化や関係者間のネットワークづくりなどに取り組んでいます。

## 第3項 広報その他の啓発活動

市民や関係団体、事業者が自治会に関する関心及び理解を深め、自治会への加入促進や活動への参加・協力につながるよう、必要な啓発活動に取り組むことを定めています。

本市では、転入手続きの受付窓口等において自治会への加入を促すチラシを配布しているほか、市、市自治会連合会、県宅地建物取引業協会県央支部の三者協定に基づき、同協会県央支部の会員事業者を通じて同チラシの配布などを行っている。

## 第4項 自治会からの相談対応、研修、情報提供、助言その他の必要な措置

自治会の維持や活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、相談対応その他の必要な措置を講じることを定めています。

本市では、地域に身近な場所で、自治会その他の地域活動団体に寄り添った支援を行うため、市民活動センター及び地区市民センターにまちづくり支援担当者を配置し、地域と顔の見える関係を構築しながら、日常的な相談対応や助言その他の必要な支援を行っています。

また、広く自治会に共通する悩みや課題の解決に資するよう、市自治会連合会と連携し、自治会役員向けの研修会の開催、各テーマに対応したマニュアルや事例集の作成等に取り組んでいます。

## 第5項 自治会への協力依頼に当たっての負担への配慮

---

自治会は、市の事業等に関する会員への回覧のほか、市が主催する各種会議への出席、各分野の委員等の推薦など、市の施策・事業に積極的に協力いただいておりますが、こうした市への協力が自治会役員等の負担につながり、役員等の担い手不足の要因の一つになっているとの指摘があります。

このため、市が自治会に協力を依頼する場合において、その負担が過重なものとならないよう十分に配慮することを定めています。

## 第6項 職員の自治会加入の促進、活動参加への配慮

---

この条例では、市民に対して自治会への加入や活動への参加、事業者に対してその従業員の自治会加入等への配慮などに取り組むことを定めていますが、市は他の模範として、職員の加入促進や活動参加への配慮に率先して取り組むことを定めています。

宇都宮市市民まちづくり部みんなでまちづくり課  
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
電 話 : 028-632-2900  
E-mail : [u2207@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2207@city.utsunomiya.tochigi.jp)